

平成26年7月

定例教育委員会会議

会議録

平成26年7月16日開催

# 会 議 録

開 催 日 時	平成 26 年 7 月 16 日 (水)		午後 3 時 30 分 開会 午後 5 時 04 分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 齊藤 芳儀、委 員 金谷 和文 委 員 中島 智子、教育長 小池 語朗	
	説 明 員	学校教育部長 田澤 清一 学校教育部長 社会教育部長 野村 斉 学校教育部次長 林 和也 学校教育部次長 社会教育部次長 森山 素子 学校教育部次長 金子 圭一 文化振興課長 谷口 達治 学校教育部次長 片岡 晃恵 文化ホール担当課長 石原 充浩 学校施設担当課長 和田 英邦 教職員担当課長 林上 敦裕 教育指導課主幹 山川 俊巳 学校保健課長 富山 剛	
	事 務 局 職 員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏	
傍 聴 者	0 人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第 1 号 旭川市社会教育委員の委嘱について ・議案第 2 号 旭川市文化財審議会委員の委嘱について ・議案第 3 号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・報告第 1 号 旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について ・報告第 2 号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第 3 号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 平成 26 年第 2 回定例市議会の報告について (2) 平成 26 年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について (3) 旭川市学校教育基本計画中間点検に関わる進捗状況について (4) 小中連携、一貫教育の推進に関わる進捗状況について (5) 末広小学校屋体増改築工事について (6) 永山小学校屋体増築ほか工事について (7) (仮称) 総合子ども・教育センター実施計画の策定について (8) 通学合宿支援について (9) 日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について		

- (10) 旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想に関わる進捗状況について
- (11) 学校給食費の見直しに係る検討について
- (12) 旭川彫刻フェスタ2014に係る野外彫刻の公開制作について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年7月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、斉藤委員、金谷委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年6月定例教育委員会会議（平成26年6月11日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成26年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市社会教育委員の委嘱について」、議案第2号「旭川市文化財審議会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
林学校教育部次長	<p>報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>本委員会は、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図ることを目的に設置している委員会でございますが、医師、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係教育機関の職員等により構成されております。</p> <p>委員の任期は、旭川市特別支援教育推進委員会規則により2年間と定められており、任期満了に伴い、本年6月1日付けで改選を行い、6月の定例教育委員会会議で御報告いたしましたでしたが、推薦を依頼いたしました団体</p>

		<p>の事情から、5月中に推薦者を決定することができなかった2名につきまして、それぞれの所属団体から推薦をいただきましたことから選任するものでございます。</p> <p>今回の委員の選任により、予定していた委員の選任は全て完了し、合計71名となり、男女別では、男性47名、女性24名となっております。</p>
委員	長	報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	員	ありません。
各委員	長	それでは、報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各委員	員	異議ありません。
各委員	長	「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
片岡学校教育部長		次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。
		報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。
		平成26年6月12日付けから平成26年7月7日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。
		主なものとしたしましては、6月12日付けの事務補助臨時的任用職員の使用によるものとなっております。
委員	長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	員	ありません。
各委員	長	それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各委員	員	異議ありません。
各委員	長	「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報告事項 》
委員	長	それでは、報告事項に入ります。
片岡学校教育部長		報告事項（1）「平成26年第2回定例市議会の報告について」、報告願います。
		報告事項（1）「平成26年第2回定例市議会の報告について」、報告します。
		平成26年第2回定例市議会は、平成26年6月18日から7月2日まで通算15日間を会期として開催されました。
		これに先立ちまして、経済文教常任委員会が6月16日に開催されております。
		以下、その内容につきまして御説明申し上げますので、報告事項（1）資料を御覧ください。
		まず、経済文教常任委員会におきましては、学校教育部関係で申し上げますと、日本共産党の石川委員から質疑がありまして、学校給食費納入誓約書について、平成22年4月から学校給食費納入誓約書の提出を求めていたところですが、平成23年には、それを学校給食費納入誓約書に改めまして提出を求めておりました。しかしながら、事務的ミスがありまして、学校給食費納入誓約書の提出を求めてしまったことに関して15問の質疑

がありました。石川委員の主張していることは、誓約書、確約書いずれを提出したとしても効果があるとは思えない。それであるならば、誓約書、確約書ともに撤廃した方が良いのではないか見解を伺うという内容でありました。答弁におきましては、この間の経緯をるる説明しながら、今回のやり方等については、一定の議論を経た中で行われていることについて御理解を求めたところであります。しかしながら、今後どのようにしたら給食費の未納が少なくなるのか、手法を含めまして検討していきたい旨を答弁しております。

なお、この件につきましては、日本共産党から6月18日付けで教育委員会委員長宛てに事務の見直しに係る要請書が提出されており、後ほど報告事項(9)「日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について」において、学校保健課長から報告させていただきます。

次に、一般質問におきましては、日本共産党の太田議員から、学校施設整備について、現在の耐震化率、耐震化の今後の見通し等について質疑がありました。また、改築予定校の改築が進んでいない理由、改築に当たっての優先順位を明らかにした上で公表し、計画的に整備すべきではないかという御意見等がありました。これに対しましては、改築を進めるに当たっては、次期適正配置計画や財源の問題もありますので、関係部局と協議しながら、可能な限り早期かつ計画的に改築に着手できるよう努めてまいりたい旨を答弁しております。

次に、民主・市民連合の笠木議員から、6月1日の愛宕東小学校の運動会におきまして、つむじ風などの学校危機管理と地域とともにある学校づくりについて質疑がありました。愛宕東小学校の事例については、学校と家庭と地域が協力したもので、危機事態発生に対する模範となる事例である旨を答弁し、このことを各学校に示すなど、今後更に危機管理を進めてまいりたい旨を答弁しております。

また、学校、家庭、地域との連携につきましては、今後とも一層推進していくことが大切であるという観点から、地域まちづくり推進協議会に学校が参加すること、学生ボランティアや通学合宿などの取組、あるいは、小中学校の連携が図られることの必要性等について答弁し、モデル事業、フィンランドや国内の先進地の調査研究などの取組があることを例示しながら、学校間や学校と地域との連携、協力体制づくりの具体的な手法等について検討していく旨の答弁をしております。

次に、無所属の山城議員から、学校図書館補助員の配置、学校図書館補助員に対する研修体制について質疑がありまして、本市においては、いわゆる拠点校方式で進めており、この充実を一層図る必要性があることと、一方では拠点校方式の限界もありますので、更なる充実に向けて努力していく旨を答弁しております。また、学校関係者とも協議しながら、より効果的な研修方法についても検討し、学校図書館補助員が自発的に取り組んでいるものに対しても教育委員会として主体的に対応できるよう努める旨を答弁しております。

次に、公明党の高花議員から、道立高等養護学校の誘致につきまして、その進捗状況、市長の決意について質疑がありました。これに対しましては、これまでの経緯を説明した後、市長から、本市への道立高等養護学校の設置が事実上決定したものと確信するところであるが、9月の正式決定まで気を緩めることなく引き続き、関係団体の皆様と共に誘致に向けた取組を全力で進めてまいりたい旨を答弁しております。

次に、自民連合の安田議員から、30人学級編制の実施に対しまして、教室が足りないのではないかと、そういった弊害がないのかという質疑がありました。これに対しましては、余裕教室の活用、入学予定者や学級数の動向の見極め、特別教室の状況などを勘案して普通教室を確保した上で今

後も事業の実施に努めてまいりたい旨を答弁しております。

また、学校の駐車場につきまして、各学校に十分な駐車場があるのか、教職員の利用を目的としているのか、あるいは使用させる根拠を示せといった質疑がありました。これに対しましては、学校駐車場の利用という面では、市有財産の適正管理という視点からも他都市の例なども参考にしながら、学校駐車場の在り方について、現在、調査研究している旨を答弁しております。

次に、市民クラブの木下議員から、次期旭川市立小・中学校適正配置計画につきまして、その進捗状況、現段階における市教委の考え方、あるいは文部科学省が統廃合基準を改定するという報道があったが、これに対する受止め、地域事情を重視すべきと木下議員自身は考えるが、その見解を示せという質疑がありました。様々な角度からの検討が必要であることから、今後総合的に議論していくこと、国の動向を注視しながら必要があるものについては整合性を図ってまいります。その一方で、本市特有の地域コミュニティの形成に果たす学校の役割なども十分勘案しながら作業を進めてまいりたい旨を答弁しております。

次に、公正クラブの蝦名議員から、危機管理、自治体の存亡、人口減少、学校という流れの中で、2030年、2060年の児童生徒数の推計値を示せということ、適正配置計画を見直していると思うが人口減少により、こうしたことを念頭に置いた計画となるのかという質疑がありました。これに対しましては、持ち合わせている数値について答弁をしながら、少子化に伴う学校規模の小規模化は当面続いていくことが想定されるので、こうした要素も含め、次期適正配置計画を策定する中で検討していかねばならないという旨を答弁しております。

次に、大綱質疑において、公明党の中村議員から、新JIS規格の机椅子がどの学校に配置されたのか、納入時期はいつだったのか、さらに更新に対する総括的な評価という質疑がありました。これに対しましては、市の厳しい財政状況などから、結果として整備完了までに13年を要することとなり、やむを得なかった措置とは言えますが、もう少し早く更新できなかったのかという思いを持っている旨を答弁しております。

次に、補正予算等審査特別委員会において、無党派Gの金谷委員から、財産の取得に係り、新JIS規格について、対応年数は何年か、いつまで使うのか、次期入替え時にはもう少し大きい天板サイズにしたら良いのではないかと思うが、検討できないかという質疑がありました。これに対しましては、既製品のカタログスペックを説明した後、当面は修理等で対応していきたい旨を答弁し、また、入替え等について検討していく必要が生じた場合には、学習形態の変化や現在使用している机椅子に対する学校での評価などを把握しながら、大きいサイズの天板等、机椅子の規格、サイズについても検討する必要があるものと考えている旨を答弁しております。

次に、社会教育部関係の質疑であります。

一般質問において、公明党の高花議員から、大雪クリスタルホール使用取消しに伴う、いわゆるキャンセル料の還付の見直しについて、あるいは、備品代や冷暖房料など別々の料金設定をするべきではないかということに対する見解を求められました。これに対しましては、利用者の御意見や他都市の状況等も参考にしながら、早い段階での使用取消し時の還付の見直しにつきまして、来年4月の実施に向けて検討を進めるなど、より利用しやすい施設となるよう、努めてまいりたいという旨を答弁しております。

次に、自民連合の安田議員から、成人式について、開催期日などの対応、成人式への意識調査についての質疑がありました。これに対しましては、より多くの新成人が参加しやすい日の開催が望ましいという観点から、来年の「つどい」の参加者に調査を実施して、参加しやすい開催日についての意向を把握し、実行委員会で検討していきたい旨を答弁しております。

次に、無党派Gの金谷議員から、指定管理者制度につきまして、市民文化会館と大雪クリスタルホールへの指定管理者制度導入の考え方、井上靖記念館指定管理者制度導入について、専門性の継続を図ること、職員の処遇が改善されているのかということ、井上靖記念館の展示資料の有効活用等について質疑がありました。市民文化会館と大雪クリスタルホールへの指定管理者制度導入の考え方ということで、市民文化会館への導入につきましては、大規模改修以降、多くの市民に利用され、優れた文化を発信・提供していくため、貸館事業や自主文化事業を効率的かつ効果的に実施していく必要があることから、そうした視点から検討してまいりたい旨を答弁しております。大雪クリスタルホールへの導入につきましては、効率的な施設管理は当然であります。市民の目線に立ったサービスの提供等の必要があることから、その受け皿につきましては、市民との協働という視点でも検討してまいりたい旨を答弁しております。また、井上靖記念館につきましては、専門性については維持できていると考えている旨、職員の処遇については、適切な処遇がされているものと認識している旨を答弁しております。井上靖記念館の展示資料につきましては、大変貴重な資料でありますので一定程度の制限を設けた活用となりますが、指定管理者と連携を図りながら、利用者からの御意見、御要望に応えられるよう努めてまいりたい旨を答弁しております。

また、同じく金谷議員から、大雪クリスタルホールの使用申込み、キャンセル等について質疑がありまして、これに対しましては、先ほど公明党の高花議員に答弁した内容の繰り返しになりますが、来年4月に向けて検討させていただく旨を答弁しております。

最後に、公正クラブの蝦名議員から、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館ステーションギャラリーの利用状況について、また、その評価について質疑がありました。これに対しましては、旭川駅舎内において、ステーションギャラリーの場所の周知や誘導に努めるほか、チラシの配布やホームページへの掲載によりPRし、新たな入館者の確保に努めてまいりたい旨を答弁しております。

以上、平成26年第2回定例市議会の質問及び答弁要旨についての説明とさせていただきます。

委員 長  
各委員 員 長

報告事項(1)「平成26年第2回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成26年第2回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、報告願います。

片岡学校教育部長

報告事項(2)「平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、報告します。

本件につきましては、平成26年4月の定例教育委員会会議で決定しました実施方針に基づき、教育委員会各課において実施した点検・評価の結果を取りまとめております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、今年度も2人の学識経験者に意見提出を依頼しており、学校教育につきましては、北海道教育大学旭川校の南部正人教授に、社会教育につきましては、旭川大学短期大学部の清水冬樹助教に、当報告書を今月10日にお渡しし、御意見をいただくよう依頼したところです。

この後、8月7日までに御二人から御意見をいただき、報告書案を作成しまして、8月の定例教育委員会会議において付議し御審議いただきたいと考えております。

委員	長	<p>また、御決定をいただいた後には、9月に開会されます第3回定例市議会への提出を予定しております。</p>
各委員	委員	<p>報告事項（2）「平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p>
片岡学校教育部長	長	<p>それでは、報告事項（2）「平成26年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
	委員	<p>次に、報告事項（3）「旭川市学校教育基本計画中間点検に関わる進捗状況について」、報告願います。</p>
	委員	<p>報告事項（3）「旭川市学校教育基本計画中間点検に関わる進捗状況について」、報告します。</p>
	委員	<p>今年度、旭川市学校教育基本計画につきましては、計画期間の半ばを迎えたことから、社会情勢や子どもたちを取り巻く状況などを踏まえながら、点検、見直しをしているところです。</p>
	委員	<p>まず、これまでの進捗状況についてですが、部内におきまして、課長会議及びワーキンググループを開催し、現在、各課からの意見を基に素案を作成しているところです。</p>
委員	長	<p>今後の進め方といたしましては、課長会議及びワーキンググループでの論議を経て、素案を作成した後、来月には、学校関係者や学識経験者等の意見を聴くため、旭川市学校教育基本計画中間点検懇話会を設置する予定でございます。</p>
各委員	委員	<p>懇話会につきましては、資料の「旭川市学校教育基本計画中間点検構成員名簿」に記載した10名で構成しており、1号及び2号については、学校関係や関係機関からの推薦により、3号については、市民参加推進条例第6条第1項に基づいて公募し、構成員を選考しております。</p>
各委員	長	<p>その後、懇話会での意見等を踏まえながら、9月中旬頃までに素案を修正した後、教育委員の皆様へ配付させていただき、御意見をいただきたいと考えております。その後、教育委員の皆様からの御意見等を踏まえ、事務局におきまして修正案を作成させていただき、10月の教育委員会会議におきまして、素案を御審議、御決定いただく予定としております。</p>
委員	長	<p>その後、1か月程度の間、パブリックコメントを実施した後、市民からの意見を踏まえまして原案を作成し、最終的には12月の教育委員会会議で御審議、御決定いただく予定となっております。</p>
各委員	委員	<p>報告事項（3）「旭川市学校教育基本計画中間点検に関わる進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	長	<p>ありません。</p>
片岡学校教育部長	長	<p>それでは、報告事項（3）「旭川市学校教育基本計画中間点検に関わる進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
	委員	<p>次に、報告事項（4）「小中連携、一貫教育の推進に関わる進捗状況について」、報告願います。</p>
	委員	<p>報告事項（4）「小中連携、一貫教育の推進に関わる進捗状況について」、報告します。</p>
	委員	<p>小中連携、一貫教育の推進につきましては、4月の定例教育委員会会議において、主な取組や事業計画などを報告させていただきましたが、先月12日に、本取組を推進するために、「地域とともにある学校づくり実行委員会」を立ち上げ、本実行委員会において活動計画や事業予算等について承認いただいたところです。</p>
	委員	<p>実行委員会の設置要綱及び委員名簿につきましては、資料1及び資料2を御覧ください。</p>
委員	長	<p>実行委員会は、学校を核とした地域ネットワーク及び地域コミュニティの形成を推進するために設置し、その組織につきましては、上川教育局、上川教育研修センター、旭川市PTA連合会、旭川市市民委員会連絡協議</p>

会などと連携させていただいております。

次に、取組の進捗状況につきましては、資料3「活動計画」を御覧ください。

国内の先進地調査につきましては、7月2日から4日まで、秋田市立雄和中学校及び秋田市教育委員会、横浜市教育委員会を訪問し、調査研究するとともに、文部科学省にシンポジウムへの協力等を依頼したところです。

また、10月30日から31日まで、本実行委員会委員にも御協力いただき、小中連携、一貫教育の先進地であります姫路市で行われる「小中一貫教育全国サミットin姫路」への参加を通して調査研究する予定となっております。

フィンランドの調査研究につきましては、10月6日から12日までの日程でフィンランドの教員との教育交流や教育内容、施設などの調査を行う予定となっております。参加教員につきましては、市内から2名、上川管内から1名の合計3名を予定しております。6月25日から7月25日までの期間で公募を行っております。8月5日(火)に行う予定であります第2回実行委員会で選考し決定する予定となっております。

また、シンポジウムにつきましては、文部科学省等とも連携を図り、11月29日(土)に開催したいと考えております。調査研究内容の発表や文部科学省職員による講話、パネルディスカッションを予定しております。

実行委員会等の取組を通して、学校間や学校と地域との連携、協力体制づくりの具体的な手法等について検討し、学校教育基本計画の中間点検に反映させるとともに、今年度中に本市の実情を踏まえた「小中連携、一貫教育の基本的な考え方」をまとめていきたいと考えております。

委員長

報告事項(4)「小中連携、一貫教育の推進に関わる進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。

片岡学校教育部長

フィンランドの調査研究への参加対象者は、小学校中学校両方の教員免許状を持っていることなどが条件になっているのですか。

条件にはなっておりませんが、応募用紙には所有免許状を明記するようになっております。全体的なバランスを考えて選考していきたいと考えております。

中島委員

設置要綱第3条第1号と第2号にある、調査研究に関することというのは、何をどのように調査研究するのかという内容については、実行委員会の会議で決められるのですか。それとも、先に決まっています。それに基づいて調査研究するのですか。

片岡学校教育部長

昨年度から視察等を行っておりますので、今課題になっていることについてということもありますし、例えば、小中連携、一貫教育を推進していくに当たって、市民委員会連絡協議会の方も参加していただき協議していくこととなりますので、そういった視点で強化した方が良いという意見があれば、研究の内容に入れていきたいと思っております。

中島委員

すぐにはできないと思っておりますが、何年くらいの見通しを持たれているのですか。

片岡学校教育部長

具体的な年数は考えておりませんが、実際に旭川市に導入するとすればどういった課題があるのか、どういうことを実施していけば良いのかということについて今回の考え方の中で整理していきたいと思っております。

中島委員

現状の見定めと、理想の具現化をどういうふうにしり合わせていくのかということが主な話合いの内容ということですね。

片岡学校教育部長

はい。

教 育 長

地域とともにある学校づくりと小中連携については、あまりそぐわない名称を使っているのではないかと思われるかもしれませんが、これについては予算上の関係であり、小中連携がメインにはなっていますが、様々な財源を活用するためにこのようなつくりになっていることを御理解いただ

委員各委	員委員	委員長	<p>きたいと思います。</p> <p>もう一つは、地域と学校の連携については、これまでも行っていますが、これからも当然必要になってくると考えています。例えば、今年度で言えば、通学合宿をモデル的に実施しようとしており、今後は小中連携だけでなく、地域との連携で何が具体的にできるのかということをおこなう中で場合によっては論議されて、事業化されることもあり得ると考えています。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「小中連携、一貫教育の推進に関わる進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
学校施設担当課長			<p>次に、報告事項（５）「末広小学校屋体増改築工事について」ですが、報告事項（６）「永山小学校屋体増築ほか工事について」と関連する内容ですので、一括して報告願います。</p> <p>報告事項（５）「末広小学校屋体増改築工事について」及び報告事項（６）「永山小学校屋体増築ほか工事について」、報告します。</p> <p>末広小学校屋体増改築工事及び永山小学校屋体増築ほか工事につきましては、先の６月１８日、第２回定例会市議会におきまして、契約締結の議案が可決されましたので、御報告を申し上げます。</p> <p>まず、末広小学校につきましては、校舎は平成２４年度と平成２５年度の２か年にかけて増改築工事を行い、昨年２学期から供用開始したところですが、今回の工事は、屋体の老朽危険解消と教育環境の改善を目的として本年度から２か年工事として増改築工事を行い、平成２７年度１学期中に屋体を供用開始しようとするものでございます。</p> <p>次に、永山小学校につきましては、校舎・屋体ともに耐震化が必要な施設で、今回は、屋体の耐震補強工事・老朽改修工事及び機械室、トイレ、器具室などのほか指導員室や玄関など学校開放事業用スペースを新たに設置する増築工事となっており、平成２６年度３学期中に供用開始しようとするものでございます。</p> <p>なお、校舎につきましては、今年度耐震補強実施設計を行い、平成２７年度以降から耐震補強工事等に取り組む予定となっております。</p>
委員各委	員委員	委員長	<p>報告事項（５）「末広小学校屋体増改築工事について」及び報告事項（６）「永山小学校屋体増築ほか工事について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（５）「末広小学校屋体増改築工事について」及び報告事項（６）「永山小学校屋体増築ほか工事について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（７）「（仮称）総合子ども・教育センター実施計画の策定について」、報告願います。</p>
林学校教育部次長			<p>報告事項（７）「（仮称）総合子ども・教育センター実施計画の策定について」、報告します。</p> <p>（仮称）総合子ども・教育センターは、中心部３中学校統合に伴い空き校舎となる現常盤中学校の１・２階を活用して、子育て支援部と教育委員会が所管している各種相談機能と特別支援教育センターを一体的に整備し、就学の前後を通じた一貫した相談支援を行うため、同センターを所管する子育て支援部が中心となり、教育委員会と協議しながらその準備を進めているところであります。</p> <p>昨年８月の定例教育委員会会議におきまして、その役割や基本的な考え方をまとめました基本構想、基本計画について御報告させていただきましたが、今回実施計画が策定されましたので、その内容について御説明いたします。</p> <p>（仮称）総合子ども・教育センターは、家庭に対する相談支援や子ども</p>

からのSOSへの対応、教職員や保育士等への研修、さらには、子育てに関わる地域と連携した取組における中核的な役割を担うセンターであり、この実施計画ではセンターが所管する事業、組織、機能発揮に向けた取組、施設内容等について整理したところであります。

その内容につきましては、第1章では実施計画策定に当たってとして、実施計画策定の趣旨、センターの役割、センターの機能、センター設置の効果、設置場所の考え方、第2章では（仮称）総合子ども・教育センターの内容として、所管する事業、組織及び各担当の所掌事務、機能発揮に向けた取組、施設内容、開設時間、効果の検証等を掲載しております。

今後、この実施計画を基に、配置する人員体制や開設時間等の具体的な詳細につきましては、子育て支援部と教育委員会の実務者レベルで詰めていくとともに、さらに、今年度には施設改修に向けた実施設計、来年度には施設の改修工事、平成28年度には開設というスケジュールで進めていくこととなります。

委員長 報告事項（7）「（仮称）総合子ども・教育センター実施計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。

中島委員 連携機関ということで、児童相談所や関係部局、医療機関が記載されていますが、想定の中にシェルターは入っていますか。

林学校教育部次長 女性相談というものがあり、それも一緒になります。女性のみということにはならないと思いますが、子どものことを含めて対応していくと思います。

中島委員 子どもは家庭の中にいますので、そこに家庭としての機能があるのかということにも関わると思います。その家庭でどのようなことが行われているのかということ把握していく必要があります。市で運営しているシェルターと民間で運営されているシェルターがありますが、こういった場合だと児童相談所や関係部局、医療機関の横の連携ができておらず、個人情報保護のために横のつながりを結びにくいということが新聞等で指摘されています。ここはつながっていて何回も家庭訪問をしているのに学校に連絡がなく、虐待により亡くなってしまったということが新聞等に載っていると思います。それは、横のつながりが希薄であるため、そこら辺を連携していくような取組を含めた活動にしてもらいたいというのは、現実的に、子育て支援課や女性相談のところに行くと、年間百件くらいの相談が来ていると聞きます。その年間百件は被害者の救済だけです。しかし、被害者というのは加害者がいるから被害者となるわけで、その加害者をどうするかということは捨て置かれています。虐待があるところにはDVがあると言われており、DV家庭を見据えていくにはどうしたら良いかと考えると、加害者の支援、更正を視野に入れたセンターの機能を作らなければ、逃げてきたから良いではなく、加害者が残っているので、そうすると追いかけてこなくなってしまいます。罰則規定もどんどん新しくなっていますが、法律改正は後々になりますので、まず救済ということを目的に立ち上げるのであれば、そういったことを視野に入れて進めてほしいと思います。

林学校教育部次長 子育て相談課自体がセンターに入ることになりますので、そこが中心となって関係機関と調整していくと思います。

中島委員 時間についても役所だと5時15分で終わってしまうのかという問題があると思います。

林学校教育部次長 時間については、考えていかなければならないと思います。地理的には児童相談所の近くですのうまく連携していければと思います。

教育長 横の連携については、そのとおりだと思います。児童相談所は把握していたが学校が知らなかったとか、その逆があったりとか、色々なことが顕在化して、最悪の結果が起きたということで社会的な批判もありますので、そういったことがないように、センターが中心となって横の連携を図るということも大事な役割だと思います。資料には横の矢印は記載され

		ていませんが、そういうことは精一杯意識していると思います。
		また、DVに特化するとつらいのですが、保護者が自分の困り感や不安感から、色々と相談を受けるということがセンターの機能としてありますので、極端な例として、ネグレクトやDV等に走らないための事前の相談を受けることになると思います。
中島委員	教育長	これでいいのだろうかといった誰にも言えない状況をつくらない、行けば相談に乗ってくれて、ヒントをくれるような機能があればありがたいと思います。
		それと、家庭教育相談や不登校相談などが個別にあります。専門的相談員の並列状態ではなく、複合的なものが圧倒的に多いと思いますので、関係する相談員が横の連携を図り対応する、併せて、勤務時間についても、家庭教育相談は午後8時まで行っていますので、いわゆるお役所の9時から5時までという範囲で終わらせるのではなく、できるだけ相談のしやすい体制をつくり続けていきたいと思っています。
中島委員	教育長	留守家庭児童会や公民館など、子どもが放課後に散らばっていくようなところも視野に入れた方がよいと思います。すごく広がってしまい大変だと思いますが。
		そうすると子育て支援部や社会教育部、学校教育部が丸ごとセンターに入ってしまうことになるので、実施計画でいうと8ページから9ページの部分が目に見えるような相談業務になると思います。
中島委員	教育長	せっかく立ち上げるのであれば、風通しが良く、枠組みはあるけれども情報を提供できるような融通の利く体制を目指してもらいたいです。センターの中で関わる専門員の人たちも、大変な事例を抱えていくと枯渇していくので、エネルギーが充填できるような、ピアカウンセリングではありませんが、そういったシステムがあれば良いと思います。
		私自身としては、これで100%であるとは思っていません。といいますのは、あくまでも子どもを中心とした関係者の相談業務になりますが、教職員本人に対する相談というのは含まれていません。心身の病等に対する相談業務も本来的には入れたいと思っていましたが、これは関係部局で作ったことですので、教育委員会の中でも方法論を考えなければならぬと思います。東京都などの総合教育センターでは、そういったことも入っています。先進センターなども参考にしながら、機能を付加していくことも考えることが必要かも知れません。
中島委員	教育長	今の乳幼児を育てているお母さんたちは、自分たちの子育てのときとは常識が違いますので、そこら辺の困り感というのを解消して、うまくネットワーク化して、皆でやっていけるようなところがあればありがたいと思います。
		いわゆる子育てサロンとのつながりだとかですね。
中島委員	教育長	個別的に、危機感を感じているお母さんたちやノウハウがある方を集めて子育てサロンを開いています。それが多少広がっているくらいで、まだ全体には広がっていません。核家族化していますから、そういった知恵をもらえるところが必要だと思います。
		ファミリーサポート制度もありますが、そこに相談したい、預けたいという人の割には、受けても良いよ、相談に乗るよというサポーターの方が圧倒的に少ないです。それ以上に、そういう制度があること自体が見えていない。そういったことを含めて色々なチャンネルを紹介することがあっても良いと思います。
委員	長	趣旨を生かして機能させるために、各関係機関・施設の連携の重要性についてやり取りがありましたが、広域行政として市を中心とした周辺にも目を向けた視野があるようですので、命が吹き込まれるように準備していくようお願いしたいと思います。
		他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（７）「（仮称）総合子ども・教育センター実施計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（８）「通学合宿支援について」、報告願います。</p> <p>報告事項（８）「通学合宿支援について」、報告します。</p> <p>これは、子どもたちが通常どおり学校に通い授業を受けた後、公民館などの施設に集まり、体験活動等を行い寝泊まりをする通学合宿につきまして、教育委員会が、市民委員会や地域まちづくり推進協議会等の関係機関と連携を図り、地域住民等が中心となって通学合宿を実施できるよう支援するものでございます。教育委員会といたしましては、この取組によりまして、子どもたちの社会性や望ましい生活習慣の育成を期待しているところでございます。</p> <p>取組の初年度に当たります本年度につきましては、朝日小学校の第５学年を参加対象といたします中央地区、並びに高台小学校の第４、第５、第６学年を参加対象といたします春光台地区の２地区において実施いたします。</p> <p>実施の形態でございますが、それぞれの地区において、市民委員会役員や公民館職員、PTAなどで構成します実行委員会を組織し、この実行委員会を通じて参加者の募集など、実施に向けた諸準備を行っております。</p> <p>通学合宿の日程及び主な内容ですが、中央地区におきましては、９月４日から６日までの２泊３日で、中央公民館を宿泊場所として実施いたします。春光台地区におきましては、８月２８日から３０日までの同じく２泊３日で、春光台公民館を宿泊場所として実施いたします。ともに、地域の方々と一緒になって夕食づくり、食事、後片付け、そして入浴後、夜の学習という内容になっております。</p> <p>なお、この取組に対しボランティアによる協力がございまして、中央地区における夜の学習には、北海道教育大学旭川校の学生ボランティアから協力をいただき、春光台地区における入浴の際の移動と旭山動物園見学には、「旭山動物園くらぶ」から協力をいただく予定になっております。</p>
金子学校教育部長		<p>報告事項（８）「通学合宿支援について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
委 員	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（８）「通学合宿支援について」は、報告を受けたこととします。</p>
各 委 員	員 長	<p>次に、報告事項（９）「日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について」、報告願います。</p> <p>報告事項（９）「日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について」、報告します。</p> <p>本要請書につきましては、平成２６年６月１８日付けで、日本共産党旭川市議団から市教育委員会委員長宛てに提出され、金丸委員長、小池教育長が面談により受領したものであります。</p> <p>要請の内容としては、現在、学校給食費の滞納対策の一環として実施しております「学校給食費納入確約書」の提出について、小学校１年生と市外からの転入生の保護者を対象に任意で提出を求めていることとなっております。</p> <p>今回、この要請書が提出された経過につきましては、ある小学校において「確約書」ではなく、以前に全児童生徒の保護者から提出を求めた「学校給食費納入誓約書」が配付されているとの指摘を石川議員から受け、市教委として実態調査を行ったところ、小学校５５校のうち１７校において「学校給食費納入誓約書」を新入学児童の保護者から提出を求めていた事実が分かったことから、市議団として、こうした間違いを起さないためにも、「確約書」を廃止することを市教委に求めるものでございます。</p>
学校保健課長		

本市における学校給食費の未納問題に対する取組につきましては、平成21年度に設置した「学校給食費滞納対策検討委員会」において、学校給食の意義や保護者の負担についての周知徹底、意識の向上を図ることや、学校給食費滞納者の発生に対する予防策として抑止効果が期待できるインパクトのある意識啓発の手法について検討した結果、平成22度から全児童生徒の保護者を対象として「学校給食費納入誓約書」の任意による提出を求めたところであります。

しかしながら、その方法において、滞納のない保護者も対象とすることの是非、各学校の事務の負担、効果に対する疑問等の意見があったため、平成22年度に設置した「学校給食費滞納対策本部」において再検討した結果、「効果などを検証していくにも時期尚早であり、必要であれば、その名称や取扱いを変更する等一定期間継続して判断すべき」との判断であったことから、平成23年度以降、「学校給食費納入誓約書」から「学校給食費納入確約書」に名称や内容を変更し、提出を求める対象者も「全児童生徒の保護者」から「新1年生及び市外から転入した児童生徒の保護者」に変更したものであり、現在4年が経過しております。

教育委員会といたしましては、今回の間違いは、人事異動で学校長や事務担当者が変わることで、「誓約書」と「確約書」のレイアウト、内容などが似ていることから事務を担当している者が「確約書」を渡すところを「誓約書」を配付してしまう等の単純な事務的な誤りであったものと認識しており、二度とあってはならない事でもありますことから、本年6月2日付けで「学校給食費納入確約書」の取扱いを正しく行うよう全学校に通知を行い周知したところでございます。

「確約書」を配付してから4年間という一定の期間が経過しており、導入以前と比較した場合、導入前の平成21年度以前の未納率は、最大で1.2%、最小で0.6%台であった未納率も、導入後の平成22年度以降は、0.4%から0.5%台で推移している状況となっており、滞納の未然防止や滞納の抑止等に一定の効果があったものと考えているところでございます。

こうしたことから「確約書」につきましては、廃止をしていくという考え方には立っておりませんが、依然として学校給食費の滞納が解消されていないというのが現状でありますので、効果的な手法等、今後の取扱いについて検討していかなければならないものと考えているところでございます。

なお、今後におきましても、滞納の未然防止や、滞納解消のための効果的な対策が引き続き必要であるため、各学校における学校給食費の滞納状況をはじめ、徴収に関する取組内容等の学校の状況を把握することと、学校として未然防止の効果的な対策等について意見をいただくこと、有効な滞納対策の検討に資するため、現在、「学校給食費の滞納状況等に関する実態調査」を実施しているところであり、これを踏まえて、より効果的な対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

委員長

報告事項(9)「日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について」、御意見、御質問等がありますか。

金谷委員

結果としてこういったことが起きてしまいましたが、一番の問題は、誓約書と確約書が二つ存在していることだと思います。誓約書から確約書に変えたときに、誓約書を全て破棄していなければならないと思います。それが残っていたから混在してしまい、出してしまう結果になったのだと思います。

他の部分でも学校から家庭に発信するときにこういったことはないのでしょうか。過去に使われた仕様に基づいたものが、現在とは違うけれども学校に残っていて気付かずに配付してしまうようなことです。

こういったことをやめてくださいということについては、それは一つの

委員	長	意見だと思いますが、実施している立場としては、今回のことだけなのか、他の発信しているものについても、万が一のことがあるのかということが気掛かりです。
教育	長	今回発端となったのは誓約書ですが、このことについては議会でも説明して、教育委員会からも指導をしており、ミスとして認めています。学校給食の他に事務上のミスがないものかということが心配であるという御指摘ですね。
齊藤	委員	学校で処理すべき事務は多いので、全くないと断言ができるかという不安が残ります。この種のことは、フォーマットに上書き保存することはほとんどしないのです。経過を確認しなければならないことがありますので、上書き保存してしまうと現状は分かりますが、過去の経過が分からなくなってしまいます。そのため、新たにファイルを保存する場合は圧倒的に多いと思います。ただ、今回の場合は、上書き保存しても問題ありませんので、間違いをなくすためにどういった保存をしていくかということは考えても良いかもしれません。あくまでも経過を確認しなければならない保存文書もありますので、全てを上書き保存することはできないことも御承知おきいただきたいと思います。
教育	長	実際に印刷されたものがあつたわけではなく、誤って違うものを使ってしまったということですよ。それが、同じフォルダの中に混在して整理しておくこと自体が間違いであって、アクティブなものはアクティブなもので保存して、過去のもは過去のものとして保存すればこういった間違いは起きないはずだと思います。
齊藤	委員	そういったやり方になっていくと思います。
教育	長	ざさんと言えざさんですね。
教育	長	同一フォルダの中に保存してしまうからそうになってしまうのですね。
教育	長	今後とも私たちも注意をするように周知していきたいと思います。今申し上げたように、直近のデータだけではなく過去のデータの積上げを必要とするものもありますので御理解いただきたいと思います。
委員	長	日本共産党からの要請書については、通常は教育長宛てですが委員長宛てになっておりますので、委員長にもお越しいただいて話をしております。
委員	長	結論から言えば、やや平行線に終わりました。その時も話をさせてもらいましたが、誓約書であれ確約書であれ、それがベストであるとは思っておりません。しかし、より効果的な手法が見いだせない中で、問題なのは払いたくても払えない方に強制するのではなく、払える収入がありながらも払わない人たちにどう対応していくかということです。旭川市は約0.5%ですが金額にすれば600万円から700万円になりますので、その金額を大きいと見るのか小さいと見るのかも分かれると思います。また、払えない人については、旭川市は生活保護世帯あるいは準要保護世帯については就学助成制度もありますので、基本的にはそういった方々は完納しています。逆に、払える人が払っていないということが問題なのです。そのことについて、どのように対応していくかということについて私たちも苦慮しています。一方、日本共産党はそんなものはやめた方が良いという考え方で、今のところは平行線でしかありません。
委員	長	今のところ確約書は一定の効果があるという教育委員会の認識と、そうではないのではないかとという日本共産党の認識です。
中島	委員	給食費を支払う意味がどれだけ浸透しているのかではないでしょうか。
教育	長	それは浸透していると思います。しかし、払わないという人もいます。
齊藤	委員	逃げ得になるからだと思います。逃げ得を許さないという制度にできるのであれば、こんなことはしなくても良いのですが、そこまでの強制力はないですからね。
教育	長	一方で公会計にしたらどうかという意見もあります。公会計にすると税と同じ扱いになりますが、税は100%完納しているかというところでも

金 谷 委 員 長  
委 員

ありません。そういった中で、0.5%に留めているというのは学校現場の努力によるものが圧倒的に多いのです。その努力を評価してもらいたいし、努力する拠り所としての確約書ということも現実的にあると思います。

約束としては、その確認を取ることの意味はあると思います。

いずれにしても、大人の問題ですので、学校も十分考えていると思いますが、払えるのに払わないことを子どもが知って傷付くということや、払いたくても払えないことで子どもが辛い思いをすることがないようにする必要があると思います。当然払わなければならないお金ですが、教育的視点も必要だと思えます。

今、学校保健課長から報告もありましたし、議会でも議論されて、教育委員会としての立場も明確に述べておりますので、適切な対応をしていく必要があると思えます。

教 育 長  
委 員 長  
各 委 員 長

次の議会でも質疑があるかと思いますが、今の時点では考え方を変更することにはならないと思っております。

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(9)「日本共産党旭川市議団からの学校給食費未納問題に対する事務の見直しを求める要請書の受領について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(10)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想に関わる進捗状況について」、報告願います。

学校保健課長

報告事項(10)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想に関わる進捗状況について」、報告します。

5月の定例教育委員会会議におきまして、旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会の設置について御報告したところですが、本検討委員会につきましては、検討委員会設置要綱のとおり、旭川市における学校給食の提供システムの在り方について意見などをいただき、学校給食の提供システムの在り方に関する基本的な考え方をまとめた基本構想を策定するための参考とするため、設置する私的諮問機関であります。

構成員につきましては、基本構想検討委員会委員名簿のとおり、学校関係者、住民組織、商工業及び農業関係者等13名のほか、市民公募による委員3名を合わせて、計16名で構成しております。

第1回目の検討委員会は7月11日に開催いたしまして、検討委員会設置の趣旨及び検討委員会設置要綱を確認するとともに、検討委員会の会長には、学識経験者から選出の旭川大学短期大学部の豊島教授を、副会長には学校関係者から選出の東光小学校の鐘ヶ江校長を選出したところです。

また、今後の学校給食の提供システムの在り方を検討していく上で、現状を認識することが必要なことから、本市の学校給食の運営、実施状況や調理施設及び調理形態、献立の作成等に関する現状と併せて、単独調理方式、親子調理方式、共同調理方式のそれぞれの方式における調理施設の現状について、給食施設数、調理方式の概要、給食の内容、児童生徒との関わり、食育や地場農産物の活用等についての説明を行ったところであり、まずは、本市における調理方式のそれぞれにおける現状と課題の認識をしていただいたところです。

今後は、それぞれの調理方式における課題・問題点及びその解決に向けた方向性や、今後の提供システムについての考えについて考慮すべきこと等について、今年度中に検討委員会を5回開催し、平成27年3月には、学校給食提供システムの在り方に関する検討結果報告書の提出をいただきます。平成27年4月には、教育委員会として、この報告書を踏まえて学校給食提供システムに関する基本構想骨子を作成の上、パブリックコメントを実施し、平成27年5月末を目途に、第6回検討委員会を開催し、パブリックコメントの意見集約、確認後、教育委員会内において基本構想

委員 各委員	<p>(案)を作成し、平成27年7月には、第7回検討委員会で検討していた だき、庁内意見集約を経て、平成27年9月には、第8回検討委員会を開 催し、最終的な基本構想を確定していく予定でございます。</p> <p>なお、今後の検討委員会での議論経過をはじめ、進捗状況等につきまし ては、適宜、御報告したいと考えております。</p> <p>報告事項(10)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構 想に関わる進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(10)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関 する基本構想に関わる進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(11)「学校給食費の見直しに係る検討について」、報告 願います。</p>
学校保健課長	<p>報告事項(11)「学校給食費の見直しに係る検討について」、報告します。</p> <p>本年4月から消費税率が引き上げられ、学校給食の提供に必要な食材の 購入も厳しい状況の中、本市といたしましては、学校給食費については、 消費税率引上げ分を据え置くことにしたところです。</p> <p>学校給食の提供に当たりましては、安全安心な給食が提供できるよう、 より安価で良質な食材を使用した共同献立を基に、栄養教諭の努力により、 児童生徒の健康増進を図るため、適切な栄養摂取ができるよう献立を作成 していただいておりますが、食材の価格も値上がり傾向にあることから、 次年度の学校給食の運営が円滑に推進できるよう、適切な給食費を検討す るために、旭川市学校給食物資共同購入委員会と旭川市東旭川学校給食運 営委員会により旭川市学校給食費検討委員会を設置し、検討を進めていく こととしたものでございます。</p> <p>検討委員会の構成員につきましては、報告事項(11)資料の旭川市学校 給食費検討委員会の構成名簿のとおりでございまして、旭川市小学校長会、 旭川市中学校長会、旭川市小中学校教頭会、栄養教諭、旭川市PTA連合 会、旭川市学校給食物資共同購入委員会、旭川市東旭川学校給食運営委員 会から選出された12名でございます。</p> <p>第1回目の検討委員会については、7月1日に開催いたしまして、検討 委員会の委員長には緑新小学校の牧野校長を、副委員長には東陽中学校の 久松校長を選出し、今後の審議の方向と日程を確認するとともに、給食費 の改定に参考となる、現行の給食費の現状と他都市の状況について確認し たところであり、今後については、9月までに検討委員会を3回程度開催 し、検討委員会として改定に関する内容をまとめて、教育委員会に報告書 を提出することを確認したところです。</p>
委員 各委員	<p>教育委員会といたしましては、検討委員会からの報告を受けて、遅くても 10月末までに方針を決定したいと考えているところでございます。</p> <p>報告事項(11)「学校給食費の見直しに係る検討について」、御意見、御 質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(11)「学校給食費の見直しに係る検討について」 は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(12)「旭川彫刻フェスタ2014に係る野外彫刻の公開制作 について」、報告願います。</p>
文化振興課長	<p>報告事項(12)「旭川彫刻フェスタ2014に係る野外彫刻の公開制作 について」、報告します。</p> <p>旭川彫刻フェスタ事業では、隔年で野外彫刻の公開制作を行っていきま すが、本年はその公開制作の年に当たることから、実施するものであります。 実施期間は、平成26年8月3日から8月31日までの29日間とし、 開会式は、8月3日(日)午前9時30分から開催いたします。</p> <p>また、制作会場は、忠別橋公園とし、詳細は別紙図面のとおりでござい ますが、</p>

<p>委員 長 各委員 長 委員 長</p>	<p>制作後の設置場所も同じ忠別橋公園を予定しております。 制作作家は、宮澤泉氏1名で行うこととなっております。略歴等は報告事項(12)資料のとおりとなっております。 報告事項(12)「旭川彫刻フェスタ2014に係る野外彫刻の公開制作について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(12)「旭川彫刻フェスタ2014に係る野外彫刻の公開制作について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>委員 長 各委員 長 事務局 職員</p>	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
<p>委員 長</p>	<p>《 秘 密 会 》</p> <p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>